

第8期西海市障がい福祉計画・第4期西海市障がい児福祉計画策定業務委託
プロポーザル方式業者選定実施要領

1 目的

本要領は、西海市（以下「本市」という。）が実施する第8期西海市障がい福祉計画・第4期西海市障がい児福祉計画策定業務委託に際し、専門的知識を有する者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定することについて必要な事項を定めたものである。

2 公募の概要

(1) 業務名

第8期西海市障がい福祉計画・第4期西海市障がい児福祉計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「第8期西海市障がい福祉計画・第4期西海市障がい児福祉計画策定業務委託仕様書」
参照

(3) 履行期間

契約締結日から 令和9年3月31日（水）まで

(4) 提案上限額

金 4,400,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案上限額は提案時の上限額であり、見積執行の際の予定価格ではない。

※事業提案時の見積額で契約できる場合、西海市契約規則第21条第2項第7号を適用し、見積執行（事業者選定後に行う契約を決定するための見積聴取）を省略する場合がある。

(5) 契約方法

本プロポーザルにより選定した優先交渉権者と随意契約とする。

3 プロポーザル参加条件等

今回のプロポーザルに参加できる資格を有する者は、次の条件等を満たす者で、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関する知識を有し、かつ本業務の受託者としてふさわしい企画力、信用及び技術、実績、スタッフ体制を備えた者とする。

(1) 西海市入札参加資格名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 公告日又は審査委員会開催日から契約締結の間において、西海市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成17年西海市訓令第45号）の規定による指名停止措置を受けている期間がない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

(5) 西海市暴力団排除条例（平成24年西海市条例第20号）第2条第1号から第9号までの規定に該当しない者

(6) 西海市発注における系列会社等の同一入札案件参加制限要領（令和6年西海市告示第72号）第2条の規定に該当しない者

(7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者

- (8) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者
- (9) 過去5年以内に、地方公共団体における障がい福祉計画に関する業務を元受で受注し、完了した実績を有する者

4 全体スケジュール（予定）

| | 項目 | 期日等 |
|---|---------------------|---------------------|
| 1 | 公募開始（西海市 WEB サイト掲載） | 令和8年5月20日（水） |
| 2 | 質疑書の受付期限 | 令和8年5月27日（水） 17時00分 |
| 3 | 質疑書の回答期限 | 令和8年6月1日（月） 17時00分 |
| 4 | 参加表明書の提出期限 | 令和8年6月5日（金） 17時00分 |
| 5 | 事業提案書等の提出期限 | 令和8年6月19日（金） 17時00分 |
| 6 | 第1次審査（書類選考） | 令和8年6月24日 ※省略の場合あり |
| 7 | 第2次審査（プレゼンテーション） | 令和8年6月30日（火） |
| 8 | 選定結果通知予定 | 令和8年7月2日（木） |
| 9 | 業務委託契約締結 | 令和8年7月上旬 |

5 担当部課

西海市 保健福祉部 福祉課（担当：井手）
 住所：〒857-2392 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸壱浦郷 2222 番地
 電話：0959-37-0069（福祉課直通）
 F A X：0959-29-0050（福祉課）
 電子メールアドレス：fukushi@city.saikai.lg.jp

6 質疑の受付及び回答

本要領及び仕様書に関する質疑を次のとおり受け付ける。

- (1) 提出書類 質疑書（回答書）（様式第5号）
- (2) 提出期限 令和8年5月27日（水） 17時00分
- (3) 提出場所 担当部課（前記5参照）
- (4) 提出方法 質疑箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。質疑書を電子メールで提出する場合の件名（題名）は、「質疑書 [第8期西海市障がい福祉計画・第4期西海市障がい児福祉計画]」とし、提出後に着信確認の電話をすること。期限を過ぎたもの、また他の方法による質疑は一切受け付けない。
- (5) 回答方法 質疑に関する回答は、令和8年6月1日（月）までに適宜、西海市 WEB サイトに掲載する。なお、当該回答をもって、本要領及び仕様書の追加または修正をしたものとする。

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書（様式第1号）により、次のとおり表明すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- (2) 提出期限 令和8年6月5日（金） 17時00分

- (3) 提出場所 担当部課（前記5参照）
- (4) 提出方法 プロポーザル参加表明書（様式第1号）に必須事項を記入の上、PDF ファイルにより電子メールで提出すること。プロポーザル参加表明書を提出する場合の電子メールの件名（題名）は、「プロポーザル参加表明書 [第8期西海市障がい福祉計画・第4期西海市障がい児福祉計画]」とし、提出後に着信確認の電話をすること。期限を過ぎたものは受け付けない。
- 電子メールにて提出したプロポーザル参加表明書については、事業提案書を提出する際に併せて同封すること。
- (5) 辞退方法 プロポーザル参加表明書を提出後に辞退する場合は、事業提案書の提出期限の日までにプロポーザル参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

8 事業提案書の提出

事業提案書の提出に当たっては、次の各号に掲げる事項に従うこと。

(1) 提出書類

| | 提出書類 | 備考 |
|---|-------------------|--|
| ① | 事業提案書（様式第7号） | 事業提案書は、仕様書の目的・業務内容を踏まえ、下記の事項を漏れなく含むよう作成すること。また、事業提案書の添付資料についても記入し提出すること。 |
| ② | 会社概要がわかる資料（任意様式） | 3. プロポーザル参加条件等の(9)に関することを含む。 |
| ③ | 業務に係るスケジュール（任意資料） | |
| ④ | 見積書（任意様式） | 見積内訳書まで含む。なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合は失格とする。 |

- (2) 提出期限 令和8年6月19日（金） 17時00分
- (3) 提出場所 担当部課（前記5参照）
- (4) 提出方法 持参または書留郵便（提出期限内必着）。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる郵送方法によるものとし、郵便事故等により申込書類等が期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることができない。
- (5) 提出部数 正本1部（代表者印押印のもの）、副本6部（正本の写し）期限が過ぎたものは受け付けない。
- 提出書類は製本し、インデックスをつけ、簡易な A4 ファイル（任意）で提出すること。

9 事業提案書等の審査及び実施事業者の選定

- (1) 第1次審査 提出された提案書等をプロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、「10 評価基準」の「①業務遂行能力～④見積額」に基づき評価・採点し、上位3社程度を選定する。
- (2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
- ① 選定方法
- 選定委員会が、「10 評価基準」に基づき、提案者から提出された事業提案書及び提案者プレゼンテーション・ヒアリングにより評価する。

なお、参加者が1提案者のみの場合でも審査は実施する（公募型の場合）が、一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

② 実施日

令和8年6月30日（火）午前

※時間・場所等の詳細については、対象者に別途通知する。なお、順番は事業提案書等の提出順とする。

③ 1者あたりの時間配分

- ・事業提案プレゼンテーション 15分以内
- ・事業提案に対する質疑応答 10分程度

④ 出席者

1者3名以内とし、説明は本業務と直接関わる者が行うこと。また、本業務を受注した場合の主任技術者等は必ず出席すること。

⑤ 選定結果の通知

選定委員会による選定結果は、第2次審査に参加した全ての提案者に書面で通知する。

⑥ その他

- ・プレゼンテーションに用いるプロジェクター、スクリーン、VGA ケーブル、延長コード、レーザーポインターは担当部課で準備する。
- ・パソコン（プロジェクターと HDMI 接続する場合は HDMI ケーブルを含む）は、提案者で準備すること。
- ・準備に要する時間は5分程度を目安とし、説明時間には算入しない。
- ・プレゼンテーションは事業提案書に基づき実施し、資料の追加や差替えは認めない。

10 評価基準

(1) 審査項目

| No. | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----|--------|--|-----|
| 1 | 業務遂行能力 | 業務内容に見合った人材の確保がなされているか。また、業務従事者は十分な経験、能力、資格を有しているか。 | 10点 |
| | | 本業務を請け負うに足る関連事業の受託実績を有しているか。 | 10点 |
| 2 | 事業提案内容 | 仕様書に記載された目標を期間内に達成できる適切な業務手法の提案がなされ、期待度・実現性の高いものとなっているか。 | 20点 |
| | | 各業務に対する基本的な考え方は、関連法令や西海市の地域特性を反映した提案となっているか。 | 30点 |
| 3 | スケジュール | 仕様書に記載された目標を期間内に遂行できる適切なスケジュールとなっているか。 | 10点 |
| 4 | 見積額 | 最低提案見積÷提案見積額×配点 ※小数点以下切り捨て | 10点 |

| | | | |
|---|------|------------------|-----|
| 5 | 総合評価 | プレゼンテーション及びヒアリング | 10点 |
|---|------|------------------|-----|

- ① 評価基準項目について、それぞれの評価項目に沿って事業提案書等の内容を評価し、点数を算出する。※5の総合評価のみ第2次審査のみ
- ② 各評価項目は、A、B、C、D、Eの5段階で評価する。
- ③ 各評価項目の点数については、各評価項目の配転に、評価点を乗じて算出したものとする。評価点の倍率は、A=1.0倍 B=0.75倍 C=0.5倍 D=0.25倍 E=0倍とする。
評価基準は、以下の表のとおりである。

| 評価内訳 | 評価 | 評価点 |
|---------------|----|-------|
| 優れた提案である | A | 1.0倍 |
| やや優れた提案である | B | 0.75倍 |
| 標準的な提案である | C | 0.5倍 |
| 期待よりやや劣る提案である | D | 0.25倍 |
| 期待より劣る提案である | E | 0倍 |

- ④ 評価基準による審査の結果、第1次審査の得点と第2次審査の得点の合計点数による最高得点者を本業務に適した優先交渉権者として選定する。(ただし最高得点者が複数あった場合は、選定委員会の評決により選定する。)
- ⑤ 審査結果については、事業提案書等提出事業者全員に文書により通知する。
※点数は合計点数のみ

11 契約の締結

選定委員会による選定結果に基づき、本市が第1優先交渉権者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わった時や、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じた時は契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合本市は第2優先交渉権者と契約に向けた交渉を行う。

12 留意事項

- (1) 提案に関して必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された事業提案書等については返却しない。
- (3) 提出期限以後の事業提案書等の修正は認めない。
- (4) 提案書類は、本プロポーザルの実施にのみ使用し、目的以外には使用しない。
- (5) 事業提案書の著作権は、当該事業提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約者となった者が作成した事業提案書の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、契約者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (6) 提出された事業提案書については公開しないものとする。なお、事業提案書において企業秘密に該当する部分については、事業提案書にその旨を明記する等明らかにすること。
- (7) 事業提案書の作成に当たり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権

利の対象となっている方法を使用するときは、当該事業提案者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければならない。

- (8) 審査結果は本市のWEBサイト等において公表する。
- (9) 事業提案の審査やその報告のために必要がある場合は、本市がその写しを作成し使用することができるものとする。
- (10) 本要領に定めのない事項については、公平性を考慮のうえ、適宜本市が判断するものとする。

13 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- (1) 「3 プロポーザル参加条件等」に記載している要件を満たさなかった場合
- (2) 事業提案書等の提出書類すべてを提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 事業提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が見積限度額を超えている場合
- (5) その他、選定委員会において不相当と認められた場合